

喫煙マナーを守りましょう。

平成19年4月1日

「路上喫煙の防止に 関する条例」が スタート!

迷惑たばこは

アカンずきん。

大阪市では、路上喫煙に伴うさまざまな問題を未然に防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」を制定しました。この条例の制定をきっかけに、みんなで協力して、大阪市をマナーのよい安心、安全で快適なまちにしていきましょう。



アカンずきん

アカンずきんの 「路上喫煙の防止に 関する条例」

Q & A

Q なぜ、路上喫煙を 防止するの？

A 道路や公園など、多くの人々が通ったり、集まったりする公共の場所での喫煙は、喫煙する人が注意を払っていても、周りの人の身体や衣服などにたばこの火が当たってしまったり、煙を吸わせたりすることがあります。特に、たばこを持つ手は子どもの顔のあたりに位置するので、子どもに与える被害が問題視されています。

また、まちに散乱しているごみは、たばこの吸い殻が目立ち、そのほとんどが路上喫煙によるポイ捨てと考えられますし、たばこの火の不始末は火災にもつながります。周りの人に迷惑や被害を与えるおそれのある路上喫煙は、アカンずきんですよ。

Q 「歩きタバコ」が いけないんでしょう？

A 歩行中であるかどうかではなく、周りの人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙をしないよう努めてください。立ち止まってや、座りながら、自転車で走りながら、なんていうのもアカンずきんですよ。

マナーを守ることから始めましょう。

Q 「路上喫煙の防止に 関する条例」の 「路上」とは「道路」の ことですよね？

A 「道路」だけではなく、「広場」、「公園」など人がたくさん集まる「公共の場所」のことです。そのような場所では、周りの人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないよう努めてください。たばこは喫煙設備のある場所でルールを守って吸わないとアカンずきんですよ～。

Q 「路上喫煙禁止地区」 ってなんですか？

A 「路上喫煙禁止地区」は、路上喫煙が禁止される区域のことです。学識経験者や地域・市民団体代表などで構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申を踏まえ、平成19年7月4日に、御堂筋及び大阪役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定しました。ご協力よろしくお願いします。

Q 「路上喫煙禁止地区」で、 違反したら どうなるの？

A 「路上喫煙禁止地区」での違反者に対して、1,000円の過料が科せられます。でも、罰則があるからじゃなくて、周りの人に迷惑や被害を与えるおそれがあるから、アカンずきんですよ。



アカンずきん